

令和8年度滋賀県スクールカウンセラースーパーバイザー募集案内

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会では、学校におけるカウンセリング機能の充実を図り、教員の資質向上と児童生徒の諸課題の解決に資するため、児童生徒の心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを公立小学校、中学校、義務教育学校および高等学校、特別支援学校に配置等しています。

本県の本事業の趣旨を理解し、特に高度な専門的知識と経験を有する者をスクールカウンセラースーパーバイザーとし、次のとおり募集します。

1 職務内容

県教委の指揮監督の下に、概ね以下の職務を行う

- ・各担当地域を中心に他のスクールカウンセラー等への助言・援助等を行う
- ・各担当地域で発生した問題行動等を中心に、緊急対応を行う
- ・スクールカウンセラー等や教職員の資質向上のための研修会の講師として指導を行う
- ・スクールカウンセラー等活用事業協議会の委員として助言・提言を行う
- ・その他、県教委がスーパーバイザーとして適当と認めることを行う

2 募集人員

- ・2名程度

3 応募資格

(1) 次の①および②のいずれにも該当する者

①次のア～オのいずれかに該当する者

- ア 公認心理師
- イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ウ 精神科医
- エ 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者
- オ 都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
※ただし、臨床心理士以外は、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者とする

②滋賀県スクールカウンセラーとして5年以上の経験を有する者

(2) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者

4 勤務条件

(1) 任用期間 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

※県教育委員会が必要と認めた場合は、原則として4回まで任期を更新することができる

(2) 勤務場所

県内の公立小学校、中学校、義務教育学校および高等学校、特別支援学校、教育委員会等

(3) 勤務時間

- ・訪問要請に応じて勤務する（月1～2回程度）

- ・1回3時間程度（1日あたり7時間を超える勤務および週あたり28時間を超える勤務はできない）

（4）報 酬 等

- ①報 酬 規定により支給
- ②交通費 通勤、出張に係る交通費を規定により別途支給

※令和7年度

- ・報酬額（時間給）は5,350円（令和8年1月1日以降は5,550円の予定）
- ・保険は、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法の定めるところによる

5 応募方法・選考日程等

- （1）応募方法 滋賀県 HP よりエントリー用紙をダウンロードし、下記応募先に郵送する
- （2）選考方法 個人面接及び書類選考
面接は1人1回のみとする。滋賀県 HP よりダウンロードした履歴書に必要事項を記入したものと、資格等を証明するものの写しを当日持参すること
- （3）選考日時 令和8年1月19日（月）、20日（火）、21日（水）、22日（木）、23日（金）、26日（月）のうちいずれかで、9時30分～12時、13時～17時のうち、15分程度
- （4）応募締切 令和7年12月24日（水） 当日消印有効
- （5）選考場所 滋賀県庁（大津市京町四丁目1番1号）
- （6）選考結果 令和8年2月末までに郵送にて通知

6 その他

- ・令和8年度の予算確定前であるため、募集人数や勤務条件等に変更になる場合がある

<問合せ先・応募先>

滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課 児童生徒室 担当 竹中
所在地 〒520-8577
大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館6階
電 話 077-528-4668